



学校でかかる費用の援助制度について（お知らせ）

魚沼市では、経済的にお困りのご家庭や特別支援学級等に在籍されている児童生徒の保護者に、小学校・中学校でかかる費用の一部を助成する就学援助制度を設けています。

就学援助は毎年度申請が必要です。昨年度認定されたご家庭も、必ず提出してください。

1 援助を受けられる家庭(抜粋)

- ① 世帯員全員が、市民税非課税又は課税免除とされている家庭
- ② 児童扶養手当を受給している家庭（「特別児童扶養手当」ではありません。）
- ③ その他経済的な理由により、援助が必要と認められる家庭（生活保護に準ずる世帯）



2 申請書(就学援助費支給の認定申請書兼振込依頼書)について

- ① 申請書は、学校教育課（本庁舎3階）、小学校、中学校、北部事務所にあります。
※魚沼市HPに掲載されている就学援助制度のお知らせページから印刷できます。
- ② 申請書の家庭の状況、申請の事由等は、詳しく記入してください。
 - ・対象となる小中学生のきょうだいがいるご家庭の場合は、世帯で一枚の提出をお願いします。
 - ・原則、住民票上の世帯分離をしている同居者も同一世帯として審査します。

3 添付書類について ※添付書類に不足がある場合、認定できないことがあります。

- ① 世帯員に以下の□に該当する方がいる場合は必ず添付が必要です。
 - 児童扶養手当を受給している → 児童扶養手当の証書又は額改定通知書の写し
 - 遺族年金・障害者年金を受給している → 年金証書の写し
 - 前年から著しく収入が減った場合 → 直近の給与明細書等収入のわかる書類の写し(3か月)
 - 住民票上世帯分離している家族 □ 令和8年1月2日以降、魚沼市に転入した
→ 令和7年分の源泉徴収票又は確定申告書の写し
- ② 同一世帯員の収入所得額、市民税の課税・非課税については、同意事項の署名により税務申告・課税台帳を確認しますので添付書類は不要です。

4 申請期限及び提出先

令和8年度当初の申請期限は、4月30日（木）です。

学校教育課（本庁舎3階）・小学校・中学校・北部事務所のいずれかへ提出してください。

申請は申請期限以降も随時受け付けています。その場合の支給額は、認定月からの月割となります。

5 認定結果の通知

4月30日までに申請した場合は7月上旬に、年度途中での申請の場合は随時結果を通知します。なお、年度途中で申請内容（収入、世帯構成、児童扶養手当の受給状況等）に変更が生じた場合、再度審査し、場合によっては認定が取り消されることがあります。

※申請内容（家族構成・氏名等）に変更が生じた場合は、学校教育課に必ずご連絡ください。

6 給付方法について

各学期末（原則7月・12月・3月 年3回）に、保護者指定口座もしくは学校長口座に振り込みます。
 ※支店名、口座番号等のお間違えのないよう確認をお願いいたします。

7 給付内容 ※4月以降の申請は、認定月からの月割となります。

<令和8年度支給予定表> ※支給項目及び年額は変更になる場合があります。

項目	説明	小学生	中学生	対象学年
学用品費	ノート等学用品の購入費	11,630円	22,730円	全学年
通学用品費	通学に係る用具の購入費	2,270円	2,270円	1年生を除く。
新入学学用品費	入学の際に必要なランドセル、カバン、制服等の購入費	64,300円	(小6、中1) 81,000円	・小1で入学前支給を受けていない4月認定者 ・小6で3月認定者 ・中1で入学前支給を受けていない4月認定者
修学旅行費	修学旅行に必要な交通費、宿泊費、見学料等	保護者負担の全額		参加学年(小・中各1回)で実施日現在認定者
体育実技用具費	体育の授業に必要なスキー用具の購入費	26,500円	38,030円	スキー授業実施校小1・小4・中1で12月認定者
学校給食費	学校給食費 保護者負担分	保護者負担の全額		全学年
日本スポーツ振興センター共済掛金	保護者が学校に支払った掛金の一部	230円		全学年4月認定者
オンライン学習通信費	タブレット等を用いた家庭学習の通信費	15,000円		全学年一世帯当たりでの支給
クラブ活動費	部活動等に係る活動費(地域クラブを含む)		12,000円	中学校全学年
PTA会費	PTA活動費	(上限) 3,450円	(上限) 4,260円	小・中学校全学年の3月認定者
生徒会費	生徒会活動費		(上限) 5,550円	中学校全学年の3月認定者
医療費	学校保健安全法で指定される虫歯、中耳炎等の治療費	該当者へ医療券の交付		全学年

8 お問い合わせ

魚沼市教育委員会事務局 学校教育課 電話:025-793-7452 (平日8:30~17:15)